

平成30年度第3回神奈川県 指定障害福祉サービス事業者等 指導講習会資料 【訪問系】

開催日:平成31年2月12日(火)午後

**神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害福祉課事業支援グループ**

スケジュール

予定時間	次第	内容
3分	開会挨拶、事務連絡	
40分	一 指導監査について	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監査とは ・よくある指導事項 ・行政処分 等
10分	二 事故報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応
10分	休憩	
30分	三 サビ管・児発管研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・変更点の説明
	四 従業者要件、書類の届出等について	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明 ・留意点の説明
	五 処遇改善加算について	<ul style="list-style-type: none"> ・変更点の説明
10分	六 障害児者の虐待防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・一般原則周知
10分	七 業務管理体制の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明
2分	八 情報公表制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明
	終了	

一 (二) 指導監査について

【訪問系】 よくある指導事項

項目

指導内容（具体例）

内容、手続きの説明 及び同意

◆サービスの実態等が運営規程、重要事項説明書の記載と不一致。

（例）職員配置、営業時間、サービス提供時間、休業日等が実態と異なる。

*運営規程、重要事項説明書で記載のない料金は徴収不可。

◆支給決定期間を超えて契約を結んでいた。

（例）支給決定期間

平成30年4月1日～同年6月30日

契約書の契約期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

→ 平成30年7月1日～平成31年3月31日の期間は、平成30年4月1日の段階では、必ず支給決定が更新されるか不明のため契約出来ない。

全サービス共通

項目	指導内容（具体例）
介護給付費の額にかかるとの通知	<ul style="list-style-type: none">◆ 法定代理受領をした際に、利用者側へ通知していない（代理受領通知を発行していない）。 → <u>介護保険では同通知不要のため、障害で不要と考えている事業所が多い。</u>◆ 代理受領した後に通知する必要があるが、<u>代理受領前に通知している。</u> (例) 平成30年7月のサービス提供分の請求は8月。この請求分はさらにその翌月（9月）の15日前後に入金される。入金より前の日付で同通知を発行するのは不可。
掲示	<ul style="list-style-type: none">◆ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等の重要事項を見やすい場所に掲示していない。

項目	指導内容（具体例）
非常災害対策 (訪問系事業所を除く)	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>非常災害に対する具体的計画が立てられていない（単なるマニュアルでは不可）。</u>◆ <u>避難訓練の実施記録が整備されていない。</u>
変更の届出等	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業所の管理者（サービス管理（提供）責任者、児童発達支援管理責任者）、平面図、運営規程、事業所所在地等が変更されているが、<u>10日以内に県に届出していない。</u> <p>* サービス管理（提供）責任者、児童発達支援管理責任者を変更する際、体制届のみを提出する事業所が時折見られますが、<u>体制届や指定更新書類の提出だけでは変更したことになりません！変更届出書を提出してください。</u></p>

項目	指導内容（具体例）
個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none">◆ 個別支援計画の見直しや変更が遅れている。◆ <u>担当ヘルパー名が記載されていない（訪問系のみ）。</u>◆ 個別支援計画内の提供サービス内容、アセスメント記録及びモニタリング記録が不十分。 <p>全ての支援は、個別支援計画に則って行われるものであるため、利用開始日の時点で個別支援計画が作成されていないのは基準違反。</p>
秘密保持等	<p><u>業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、退職後も保持する旨の規定がない。</u></p>

項目	指導内容（具体例）
事故への対応、苦情解決等	<ul style="list-style-type: none">◆ 事故発生後、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行っていない。◆ 利用者等から受けた苦情内容等を記録していない。
利用者負担額に係る管理	<ul style="list-style-type: none">◆ 利用者等から金銭の支払いを受けた際に領収書を交付していない。◆ 利用者等から徴している交通費が、実費以上を徴収している。◆ 利用者の書面による同意が確認できないにも関わらず徴収していた。◆ 徴収出来ない費用を徴収していた（サービスごとに、徴収できる費用に定めあり）。 <p>→ 徴収できる費用であっても、曖昧な名目での徴収は不可。</p>

訪問系事業所でよくある指摘事項

項目	指導内容（具体例）
処遇改善加算	<p>◆全従業員へ処遇改善計画を周知していなかった。</p> <p>◆加算により得た額を配分出来ない職員の給与改善に利用していた。</p> <p>→ この加算は、サービス提供責任者や法人役員等への給与改善に使用することは不可。</p>
管理者の兼務	<p>訪問系事業所の管理者が、離れた場所にある事業所の管理者を兼務していた。</p> <p>→ 訪問系事業所の管理者は、同一建物や隣接する建物にある事業所以外の事業所の管理者は兼務出来ません。</p>

訪問系事業所でよくある指摘事項

項目

指導内容（具体例）

特定事業所加算

- ◆ 年1回の健康診断を実施していない居宅介護従業者がいた（一名でもいたら算定不可）。
- ◆ 上記健康診断の実施費用を従業者に負担させていた（全額事業者負担で行っていない）。
- ◆ 上記健康診断の結果を把握していなかった（記録を保管していなかった）。
→ 一人でも健康診断未実施またはその結果を保管していない場合、算定不可。
- ◆ 概ね月1回の会議を開催していなかった。
その会議の記録がなかった。
その会議に参加していない職員がいた。
- ◆ 従業者ごとの研修計画が未作成

***この加算は算定要件が多く、ハードルが高い加算。
返還が生じる場合は多額になるので注意。**

居宅系事業所でよくある指摘事項

項目	指導内容（具体例）
サービス提供責任者（同行援護）	<ul style="list-style-type: none">◆ 同行援護従業者養成研修応用過程を修了していない者をサービス提供責任者としている（国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科履修者を除く）。 （同研修応用過程の受講を計画している者をサービス提供責任者と見なす経過措置が平成30年3月末で終了）

関係根拠法令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年11月7日法律第123号）
- 児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

○ 県条例

- 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第11号）
- 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第13号）
- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第9号）
- 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第10号）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第5号）
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第7号）
- 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第8号）

● 解釈通知

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
- 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)

●報酬告示

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

●留意事項通知

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)

○苦情解決の仕組みの指針

- 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年障第452号ほか 厚生省通知)

○リスクマネジメントの取り組み指針

- 福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」について(平成14年4月22日 厚生省HP)

二 事故報告について

1 対象

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設又は事業所

2 事故報告を要する事故の種類

- (1) 死亡
- (2) 骨折
- (3) 誤嚥
- (4) 食中毒
- (5) 感染症※1
- (6) 所在不明
- (7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- (8) その他※2、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等

※1 インフルエンザについては、集団感染をした場合に報告。

また、これとは別に保健所等への報告義務等については、適切に対応のこと。

※2 裂傷、打撲、虐待、異食、自傷、他利用者への暴力等

3 報告の手順

- (1) 必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族等に連絡
- (2) 4の報告先に電話にて第一報を連絡
- (3) 再発防止策等を検討の上、事故報告書(様式1)を4の報告先に郵送

4 報告先

- (1) 事業所所在地の市町村障害福祉主管課
- (2) 当該利用者の支給決定市区町村障害福祉主管課
- (3) 県障害福祉課事業支援グループ

5 報告の様式等

(1)要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領

(2)様式

様式1⇒別紙のとおり

《参照先：障害福祉サービスかながわ⇒書式ライブラリ
⇒1. 神奈川県からのお知らせ
⇒1 神奈川県からのお知らせ
⇒文書名「事故報告の取扱いについて」
文書内容 【通知】、【取扱い要領】、【様式】 》

※ 完治までの(予定)期間についても、報告書に記載すること。

事 故 報 告 書

記載年月日 (年 月 日)

法人名			
事業所名			
事業所番号	サービス種類		
事業所所在地	〒		
管理者氏名	記載者氏名		
連絡先 (TEL)	連絡先 (FAX)		
該当利用者氏名	性別・年齢	男 ・ 女 (歳)	
受給者番号	障害支援区分		
事故発生日時	年 月 日 時頃		
事故発生場所			
事故の種類 (該当する番号 に○をつける)	1 死亡 2 骨折 3 誤嚥 4 食中毒 5 感染症 6 所在不明 7 職員の犯罪行為等 8 その他	(その他の場合は記入)	
事故の内容	(概要) (原因) (完治するまでの(予定)期間) 【例：全治○か月、全治○日等】		
事故発生時 に行った対処			
医療機関			
治療の概要			
連絡済関係機関			
利用者の状況 (病状、入院の 有無、家族への報 告説明内容等)			
損害賠償等の状況			
再発防止に向けた 対応・対策・ 今後の取り組み			
職員間の周知 徹底の方法			

※必要に応じて、任意用紙を追加し添付してください。

6 平成30年度事故報告の傾向について

(1) 平成30年度の事故報告集計 (平成30年4月から12月まで)

	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	7	17	0	0	1	10	0	38	73
5月	5	28	1	0	1	3	1	33	72
6月	2	14	1	0	0	11	0	50	78
7月	3	34	2	0	0	2	0	56	97
8月	1	26	0	0	0	8	0	57	92
9月	3	20	1	0	1	5	0	29	59
10月	3	19	2	1	0	6	0	44	75
11月	5	22	2	0	1	5	1	43	79
12月	6	13	1	0	0	6	0	38	64
合計	35	193	10	1	4	56	2	388	689

(2) 実例の紹介

居住系サービス	骨折	日中に1度、夜間に1度転倒し、硬直痙攣、嘔吐がみられた。翌日通院したところ、脳挫傷、頭蓋骨骨折との診断を受ける。後遺症が残る可能性がある。
居住系サービス	死亡	夕刻に痙攣発作があり転倒した。1時間後に救急搬送したが、翌日亡くなった。
居住系サービス	裂傷等	入浴後、利用者の身体が火照っていたため、着脱台で休んでもらい、職員が他の利用者の介助しているときに転落し裂傷を負った。
居住系サービス	裂傷等	入浴後、濡れていた脱衣場の床で転倒し、排水溝に頭部をぶつけ、2センチの裂傷を負った。
通所系サービス	骨折	トイレに行く際に床に置いてあった物に躓いて転倒し、骨折した。
障害児通所支援	裂傷等	スイカを切るための包丁を持っていた職員に突然児童が抱き着いてきて、包丁が児童の右膝に刺さった。

四 従業者要件 書類の届出等 について

居宅介護①

○同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】

同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

- 以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。
- ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

ポイント

- 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は、同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化するものです。

居宅介護②

○初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

ポイント

・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件の内「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所については、基本報酬が減算されます。

・ 介護福祉士資格取得、又は実務者研修修了に努めてください。

居宅介護③

○居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

資格・修了研修	居 宅 介 護		
	身体介護	家事援助	通院等介助
介護福祉士、実務者研修、初任者研修	○	○	○
生活援助従事者研修	×	○	○（身体介護を伴わない場合に限る）
障害者居宅介護従業者基礎研修等	△	△	△
重度訪問介護従業者研修	△	△	△
旧外出介従業者養成研修	×	×	△

居宅介護④

○福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

福祉専門職員等連携加算 564単位／回

※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

ポイント

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、「公認心理師」と連携した場合を、新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価します。
- 第1回公認心理師試験は平成30年9月9日（日）に実施済みです。

重度訪問介護①

○病院等に入院中の支援の評価

《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 上記は改定の一部であり、他の時間の単位も改定されています。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。

ロ サービス提供90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

ポイント

・障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む）中に、利用者が病院等の職員と意思疎通を図るためのコミュニケーション支援等を提供することを評価するものです。

重度訪問介護②

○意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

≪2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し≫

【現行】

イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

【見直し後】

イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

□ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

ポイント

- ・障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合に、その利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価します。

重度訪問介護③

○外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する。

ポイント

- 同行援護及び行動援護についても同様です。

同行援護①

○基本報酬の見直し

【旧】		➔	【新】	
イ 身体介護を伴う場合			所要時間30分未満	184単位
所要時間30分未満	256単位	所要時間30分以上 1 時間未満	291単位	
所要時間30分以上 1 時間未満	405単位			
ロ 身体介護を伴わない場合				
所要時間30分未満	105単位			
所要時間30分以上 1 時間未満	199単位			

※ 上記は改定の一部であり、他の時間の単位も改定されます。

ポイント

- ・同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本としますが、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、**基本報酬を一本化**しました。
なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」ときの要件となります。
- ・現在利用している方に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り、改定前の報酬を算定することができます。

同行援護②

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、**100分の25**に相当する単位数を所定単位数に**加算**する。

対象者	ヘルパー資格	報酬
同行援護 (盲ろう者)	初任者等＋通訳介助員	基本報酬＋25／100を 加算

ポイント

- ・盲ろう者への支援を評価する加算を創設しました。

同行援護②

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※この加算は障害児についても算定可能です。市区町村にて支援区分相当かを判断し、受給者証に記載します。

ポイント

- 重度の障害者への支援を評価する加算を創設しました。
- この加算は、区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いの障害児についても算定できますが、国民保険連合会が提供する簡易入力システムを利用している事業所においては別紙「障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法について」を参照してください。

同行援護③

《同行援護のサービス提供責任者要件》

居宅介護・重度訪問介護のサービス提供責任者の要件を満たす者、かつ同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者	○
国立リハビリテーション学院の視覚障害学科の強化を修了した者等	○

同行援護④

《同行援護のヘルパー要件》

【前年度】

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

【現行】

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（地域生活支援事業における、盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

《上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】》

上記イの括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

同行援護④

《同行援護のヘルパー要件》

同行援護従業者養成研修(一般課程)	○
介護福祉士、居宅介護職員初任者研修、実務者研修	○(1年以上かつ180日以上)
旧視覚障害者外出介護従業者養成研修等★	○(1年以上かつ180日以上)
国立リハビリテーション学院視覚障害学科	○
障害者居宅介護従業者基礎研修等 ★	△(1年以上かつ180日以上)
盲ろう者向け通訳・介助員 ※	△

★ 次期報酬改定において、廃止を含めて検討することが予定されています。ヘルパーの資質向上を図るためにも、同行援護従業者養成研修(一般課程)の受講に努めてください。

※ 所定単位数の10%を減算

実務経験が必要な資格の場合、資格証に加えて実務経験証明書を御提出ください。また、写しは各事業所で保管してください。

行動援護①

○支援計画シート等未作成減算に係る経過措置の廃止

《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

【前年度】

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合
所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計
画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

【現行】

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合
所定単位数の5%を減算する。

ポイント

- ・ 支援計画シート等が未作成であっても減算されないという経過措置は廃止されました。

行動援護②

《行動援護のサービス提供責任者要件》

<p>行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を修了した者、かつ知的障害者(児)又は精神障害者(児)の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に3年以上かつ540日以上従事した経験がある者</p>	○
<p>居宅介護・重度訪問介護のサービス提供責任者の要件を満たす者、かつ知的障害者(児)又は精神障害者(児)の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に5年以上かつ900日以上従事した経験がある者(平成33(2021)年3月31日まで延長)</p>	○

行動援護③

《行動援護のヘルパー要件》

行動援護従業者養成研修、 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	○(1年以上かつ180日以上)
旧知的障害者外出介護従業者養成研修等★	○(1年以上かつ180日以上)
介護福祉士、居宅介護職員初任者研修、 実務者研修(ただし、平成33(2021)年3月31日 までの間)	○(2年以上かつ360日以上)

★ 平成18年9月30日までに知的障害者外出介護従業者養成研修(相当する研修を含む)を修了した者、又は平成18年9月30日に受講中であって平成18年10月1日以降に修了した者に限ります。

実務経験が必要な資格の場合、資格証に加えて実務経験証明書を御提出ください。また、写しは各事業所で保管してください。

その他①

《指定共同生活援助において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について》

以下の要件を満たせば、グループホーム入居者が居宅介護又は重度訪問介護を利用することができる。(平成33(2021)年3月31日までの経過措置)

対象者	その他条件	利用できるサービス
障害支援区分4以上の重度訪問介護、同行援護、行動援護対象者	なし	身体介護、家事援助、重度訪問介護
障害支援区分4以上の者	グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられ、かつ市町村が認めた場合	身体介護
区分1以上かつ慢性疾患等	医師の指示による定期通院が個別支援計画に位置付けられている	通院等介助、通院等乗降介助(月2回まで)

《サービス提供責任者資格要件一覧》

保持資格 又は 研修修了者	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
介護福祉士	○		△ + 実務経験5年 かつ900日以上 (平成33年3月 31日まで)	○ + 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)
実務者研修				
居宅介護職員初任者研修 (旧居宅介護従業者養成研修1級)				
介護保険法 介護職員初任者研修 (旧介護職員基礎、訪問介護員養成研修1級)	△ + 実務経験3年 かつ540日以上			△ 上記 + 実務経験3年 かつ540日以上
居宅介護職員初任者研修 (旧居宅介護従業者養成研修2級)				
介護保険法 介護職員初任者研修 (旧介護職員基礎、訪問介護員養成研修2級)			△ + 実務経験3年 かつ540日以上	
行動援護従業者養成研修 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)			△ + 実務経験3年 かつ540日以上	
同行援護従業者養成研修 (一般課程及び応用課程)				○ + 居宅介護・重度訪問介護のサービス提供責任者要件

【参考資料】

事業所運営における 各種届出について

届出の種類

☆障害福祉サービス

- (1) 変更届出書(第3号様式)
- (2) 廃止・休止・再開届出書(第4号様式)
- (3) 指定変更申請書(第2号様式)
- (4) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(通称:体制届)

★障害児通所支援

- (1) 変更届出書(第2号様式)
- (2) 廃止・休止・再開届出書(第3号様式)
- (3) 障害児(通所・入所)給付算定に係る体制等に関する届出書(通称:体制届)
- (4) 指定変更申請書

はじめに

**【重要】届出のルール・様式は
「障害福祉情報サービス
かながわ（通称「らくらく」）」で
必ず確認して下さい。**

<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

【届出のルールを確認できる冊子】

★障害福祉サービス

『2-1 事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法』

★障害児通所支援

『【事業所指定①】変更・廃止・休止の届け出方法』

冊子の掲載場所は⇒

届出のルールに掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★障害福祉サービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★障害児通所支援

文書名:『2-1』事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法

文書名:『事業所指定①』変更・廃止・休止の届け出方法

(1) 変更届出書

～変更届出書のルール～

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

・名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき

⇒ 10日以内

※ 届出期日は変更後でも良いこととされていますが、基準に関わる内容の変更については、事前に必ずご相談ください。

- 例 ①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の変更
②事業所の所在地の変更
③事業所の平面図の変更 など

根拠：障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

～変更届出書を出すまでの流れ～

- ①変更を行う内容が、どの変更事項に当てはまるのか確認する。
- ②変更事項が分かったら、必要な添付書類と備考の確認をする。

変更届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★障害福祉サービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★障害児通所支援

文書名:『2-2 第2号様式～第5号様式』

文書名:『事業所指定②,③』

～変更届出書を出すまでの流れ～

【添付書類の掲載場所】

★障害福祉サービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒文書名:『2-3各種添付資料様式』

★障害児通所支援

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式②】事業所指定に係る添付書類、【指定申請様式③】事業所指定に係る添付書類記載例

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒5 事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等(児童福祉法関係)⇒【事業所指定③】管理者・児童発達支援管理責任者の変更時添付様式(記載例付)

※添付書類の付表のありか

次の掲載場所から新規指定申請様式のダウンロードを行ってください。プルダウンで申請する事業所(施設)の種類、申請者の法人の種類、申請する事業の種類を入力すると付表のシートが自動で出てきます。

☆障害福祉サービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒文書名:『3-1 指定障害福祉サービス事業者等指定申請書様式(EXCEL2007/2010版)』

★障害児通所支援

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式①】障害児施設申請様式V085.1

～変更届出書を出すまでの流れ～

- ③変更届を作成し、必要な添付書類を準備して提出する。
- ④提出前にもう一度、提出書類の不足や、様式の記載漏れがないか等確認をする。

※様式違いや添付書類の不備、記載漏れが非常に多くなっています。

～変更届出書を出すまでの流れ～

【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更があった事項に○印がない。
- ④変更前と変更後の内容が記載されていない。もしくは変更後の欄に別添参照と記載しているが、別添書類があるだけで、どこをどのように変更したのかわからない。
- ⑤変更年月日が記載されていない。
- ⑥サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更に必要なサービス管理責任者補足研修の修了証の写しがない。
- ⑦変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。

⇒届出として受理する以前の内容です。

～変更届出書を出すまでの流れ～

【サビ管・児発管のやむを得ない事由による変更について】

- ・やむを得ない事由の変更をする場合には、事前に連絡・相談をして下さい。
- ・連絡・相談等なく届出した結果、やむを得ない事由として判断できず、人員欠如減算に至っているケースがあります。

(2) 廃止・休止・再開届出書

～廃止・休止届出書のルール～

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

・事業を廃止、休止するとき

⇒ 1ヶ月前

ポイント

廃止・休止届出書の1ヶ月前ルールに気を付けてください！！

例 平成31年3月31日に廃止したい場合

廃止届出書を平成31年2月28日に郵送し、3月1日障害福祉課着 ⇒ 3月31日付け
廃止×

廃止届出書を平成31年2月26日に郵送し、2月28日障害福祉課着 ⇒ 3月31日付け
廃止○

※休止の場合も同様のルールとなります。

根拠：障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

～再開届出書のルール～

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

・休止した事業を再開したとき

⇒ 10日以内

根拠:障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

廃止・休止・再開届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★障害福祉サービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★障害児通所支援

文書名:『2-1,2-2第2号様式～第5号様式』

文書名:『事業所指定①～③』

～廃止・休止・再開届出書～

廃止・休止の届出に際して大切なこと

「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」

(障害者総合支援法第43条第4項)

したがって廃止及び休止をしようとする事業所は、届出を提出する際には届出と併せて、

- ①当該事業所を現に利用している利用者のリスト
(氏名、希望サービス、異動先サービスを記載したもの)
- ②利用者の希望や意向等を聴取した個々の 面談等の記録

上記2点の資料の提出が必要です(任意様式)。

～廃止・休止・再開届出書～

【各届出の留意事項】

廃止届出書 ⇒ 事業所の廃止日以降、指定書（原紙）を返納してください（郵送可）。

休止届出書 ⇒ 休止期間は最長6ヶ月としてください。再開できる見込みがない場合、廃止もしくは休止の延長の届出が必要になります。

再開届出書 ⇒ 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

(3)体制届

～体制届のルール～

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

- 減額になる場合

⇒ 判明・決定後**速やかに**  過誤再請求による負担の軽減のため

- 増額になる場合

⇒ 当該加算等を算定する**前月の15日まで**

ただし、処遇改善加算は**2ヶ月前の末日まで**。

根拠；報酬留意事項通知

体制届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『6. お知らせ(県内共通)』

4. 平成30年度体制届に関するお知らせ
★障害福祉サービス

4. 平成30年度体制届に関するお知らせ
★障害児通所支援

文書名:『【共通様式】平成30年度介護給付費等算定に係る体制に関する届出様式①及び②』

文書名:『【共通様式】平成30年度障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出様式』

～報酬算定・請求上の留意点～

- 届出書類が提出されていても、基準に合致することが明らかでない場合は、加算を算定できません。
⇒提出前に次の2点をよく確認してください。

- ①報酬告示、留意事項通知(※事業者ハンドブック報酬編(オレンジ色の方)で加算の要件を確認できます。)
- ②添付書類等(※加算によって資格証の写しや実務経験証明書等添付書類が必要なものがあります。)

※サービスの提供記録や勤務記録等が整備・保管されていなければ、基準に合致することが確認できない分の報酬は返金することになります。

⇒記録は基準に従って保管

～報酬算定・請求上の留意点～

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について①】

①報酬告示

<障害福祉サービス>

・平成30年厚生労働省告示第82号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」

<障害児通所支援>

・平成30年厚生労働省告示第99号

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」

～報酬算定・請求上の留意点～

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について②】

②留意事項通知

<障害福祉サービス>

・障発0330第4号平成30年3月30日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

<障害児通所支援>

・障発0330第5号平成30年3月30日

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

報酬算定・請求上の留意点

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について③】

③その他

＜障害福祉サービス・障害児通所支援共通＞

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(VOL1～4)

※掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ

→6. お知らせ(県内共通)

→7. 厚生労働省告示・通知・事務連絡等

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=110&topid=15

～体制届のルールについて～

【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更前及び変更後の内容が記載されていない。もしくは、変更前、変更後の内容を見ても何を目的とした届出かわからない。
- ④変更年月日が記載されていない。加算をとるための届出にもかかわらず、申請期日のルールを無視した変更日を記載している。
- ⑤体制届に基づく請求をしていない。(体制届を提出していないにも関わらず請求している。)
- ⑥変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。

⇒どれも届出として受理する以前の内容です。

(4) 変更申請書

～指定変更申請書のルール～

【対象のサービス】

障害者⇒生活介護、就労継続支援A・B型、指定障害者支援施設

障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

【指定変更申請が必要な場合】

障害者⇒①生活介護、就労継続支援A・B型事業所が利用定員を増加させる場合

②施設障害福祉サービスの種類を変更する場合

障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設の利用定員を増加させる場合

【指定変更申請の手続き】

⇒変更の前月15日までに県に申請が必要。

【必要な書類】

①指定変更申請書(第2号様式)

②各種添付書類一式

指定変更申請書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★障害福祉サービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★障害児通所支援

文書名:『2-1,2-2第2号様式～第5号様式』

文書名:『事業所指定①、④』

～届出の送付及び問合せ先～

【障害福祉サービス・障害児通所支援（児童発達支援センターを除く）】

・〒231-8588 横浜市中区日本大通り1

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課事業支援グループ

電話:045-210-4732(もしくは4717)

【児童発達支援センター・障害児入所施設】

・〒231-8588 横浜市中区日本大通り1

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課施設指導グループ

電話:045-210-4724